

令和6年度 立川市防災会議 議事概要

■開催日時 令和7年2月13日（木曜日） 10時00分から10時50分

■開催場所 立川市役所 302会議室

■出席者 39名（うち代理出席者4名）
詳細は別表のとおり

■次第

1. 開会

2. 会長（市長）挨拶

3. 議題

（1）立川市地域防災計画の修正及び骨子案について

4. 報告事項

（1）防災対策事業の推進状況について

5. その他

（1）東京都水道局からの報告

（2）立川消防署からの報告

6. 閉会

・資料一覧

立川市地域防災計画の修正について（資料1）

立川市地域防災計画修正骨子案について（資料2）

報告事項 防災対策事業の推進状況について（資料3）

東京都水道局の災害対策（資料4）

家具の転倒防止対策の促進に関する取組状況（資料5）

■会議の傍聴 公開

■傍聴者数 1名

令和6年度 立川市防災会議 議事録		
	令和7年 2月 13日(木) 開始 10時00分 終了 10時50分	場所 302 会議室
市民生活部長	定刻となりましたので、ただ今から令和6年度立川市防災会議を開会させていただきます。 本日は大変お忙しいところ、防災会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。 本日、議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます市民生活部長の太田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 ここからは着座にて失礼させていただきます。 それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。 次第の1 開会 といたしまして、まず始めに防災会議委員の皆様にお知らせいたします。本市では、「立川市審議会等会議公開規則」第3条の規定により、審議会等の会議は公開を原則としておりますので、本日の防災会議につきましても公開としております。 また、「立川市防災会議運営規程」 第5条に基づき、委員定数の半数以上のご出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。	
市民生活部長	続きまして、次第の2 会長挨拶 に入ります。 立川市防災会議の会長である、酒井立川市長より、ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。	
市長	本日は、大変朝早くからご多忙のところ、立川、令和6年度の立川市防災会議にご出席を賜りありがとうございます。 令和6年の能登半島地震等の災害対応の教訓や、最近の施策の進展等を踏まえて昨年6月、国の防災基本計画が修正されました。本会議の議題にございます、立川市地域防災計画の修正について、国の防災基本計画の修正及び、東京都地域防災計画の内容等を踏まえながら、案を提供させていただいている次第でございます。 委員の皆様におかれましては、是非とも忌憚のないご意見をいただければと考えております。 最後になりますけれども、皆様方には、引き続き災害に備えた積極的な取組を推進していただき、防災行政に対し、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。 また、既に条例等可決をいたしておりますが、立川市においては、今年4月から立川市の新しい長期総合計画がスタートいたします。このタイミングに合わせて、組織条例の改正を12月の議会でお認めいた	

市民生活部長	だきまして、これまで市民生活部に位置づけられていた防災課について、より市民の皆様方に防災力を高める意識づけにもつながるように、危機管理対策室として組織を改正していく予定でございます。 引き続き、災害に備えた準備を進めてまいりますので、皆様方には是非ともご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。
防災課長	続きまして、次第の3 議題に入る前に事務局より資料の確認をお願いします。 それでは、資料の確認をさせていただきます。 まず、次第が1枚 次に「立川市地域防災計画の修正について（資料1）」 次に「立川市地域防災計画修正骨子案について（資料2）」 次に「報告事項 防災対策事業の推進状況について（資料3）」 次に「東京都水道局の災害対策（資料4）」 次に、「家具の転倒防止対策の促進に関する取組状況（資料5）」 と合わせて消防署からのパンフレットが2つ 「家具転対策」と「立川しょうぼう」 また、本日机上配付しております「立川市防災マップ・立川市外水ハザードマップ、立川市内水・土砂災害ハザードマップ」 最後に席次表と防災会議委員名簿となります。
市民生活部長	では、次第の3 議題に入ります。防災会議の議事進行は会長である市長となります。会長、議事進行をお願いいたします。
市長	では、次第の3 議題の（1）「立川市地域防災計画の修正及び骨子案について」を、事務局より説明をお願いします。
防災課長	改めまして、防災課長の仲沢と申します。よろしくお願いいたします。 ここからは着座にて失礼させていただきます。 それでは、「（1）立川市地域防災計画の修正及び骨子案について」説明をさせていただきます。 「資料1 立川市地域防災計画の修正について」をご覧ください。 この度の計画修正につきましては、「国や都の防災計画との整合性の確保」と、「災害からの教訓の反映」を目的としており、修正方針の1点目として「関係法令、国や都の計画等の修正及び内容を踏まえ、地域防災計画への反映・整合を図る」こととしており、具体的には表にありますとおり、令和6年6月に修正された国の防災基本計画や、令和3年と5年に修正された東京都地域防災計画（風水害編）（震災編）の内容を反映してまいります。修正方針の2点目として、「立川市内外における近年の災害履歴や地域特性を踏まえ課題等を整理し、地域防

災計画への反映・整合を図ることとしております。

次に、立川市地域防災計画修正骨子案についてご説明いたしますので、資料2をご覧ください。

1の計画の概要といたしましては、前回の修正では、首都直下地震による被害想定を反映することや、受援計画を策定してまいりました。今回の修正では、能登半島地震等の状況を踏まえた、国の防災基本計画の修正を受けて、立川市地域防災計画へ反映してまいります。

次に、2の成果と課題につきましては、前回の修正では、避難行動要支援者対策の推進、受援計画の策定、開設段階別風水害時指定避難所と車両による一時的な避難場所の開設などについて見直してまいりました。一方課題として、前回修正期間中に発生した能登半島地震を踏まえた対応や、都市型水害への対策、帰宅困難者対応計画の修正等が急務となっております。

次に、3の次期計画の方向性につきましては、これまでの課題を踏まえるとともに、引き続き、市・東京都及び関係機関並びに市民が一体となってその有する機能を有効に発揮しながら、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目指してまいります。

今回の修正における主なテーマにつきましては、5点ございます。

1点目 能登半島の課題や教訓を踏まえた更新

2点目 近年頻発する都市型水害への対策を強化

3点目 地震による危険が高い地域に隣接する立川競輪場の避難所としての活用

4点目 帰宅困難者対応計画の修正及び各種マニュアルの作成による対策の充実

5点目 組織改正を踏まえた災害対策本部事務分掌の改正を計画へ反映

の5つのテーマを柱として地域防災計画骨子案を作成いたしました。

次に、4の次期計画の骨子案についてでございますが、表の右下から裏面まで、第1部総論から、第七部 南海トラフ地震等防災対策と関連資料で構成しております。計画の文章中の各部各章の内容につきましては、先ほどの5点の主なテーマを文中にこれから組み込み修正素案を作成していく予定としております。今回の骨子案の概要では、現時点の内容をお示ししております。

最後に今後のスケジュールについてでございますが、資料1の右下に戻っていただき、本防災会議において、骨子案をご審議いただき、その後、3月の立川市議会総務委員会で報告し、その後、令和7年度中には、計画素案、計画原案を作成していき、7年度内で完成、令和8年4月に公表する予定としております。

以上で「(1) 立川市地域防災計画の修正及び骨子案について」 の説

市長	明を終わらせていただきます。
三師会災害対策本部副本部長	ただいまの件につきまして何かご質問、ご意見はございますか。 ご発言の際には、所属とお名前をおっしゃっていただけますと幸いです。 三師会災害対策本部副本部長の片岡です。 三師会災害対策本部から報告させていただきます。 まず一点目として、相次ぐ大規模災害の教訓を踏まえ都や各師会などから、災害医療救護活動ガイドラインや災害対策マニュアルが、新たに発出されています。 その中では、医師会、歯科医師会、薬剤師会それぞれの役割が明確化され、保健医療救護活動の方針が具体的に示されています。 立川市においても、これらの方針に即した体制整備が必要だと考えます。 そこで、現在、「立川市三師会災害対策本部」と立川市で締結している協定の見直しを行い、「立川市三師会災害対策本部」としてではなく、各師会それぞれと立川市で協定を結び、各師会の役割に応じた体制整備を行い、立川市の大規模災害時における保健医療対策を強化したいと考えております。 なお、立川市地域防災計画の文言修正など詳細については、事務局にお任せいたします。 二点目として、立川市のホームページに掲載されている一次避難所の防災備蓄倉庫の備蓄品一覧について、現状、口腔清掃用具がありません。口腔清掃用具とは、歯ブラシ、歯磨き剤、洗浄液、うがい用コップ、義歯洗浄剤、義歯ケース等です。避難所で誤嚥性肺炎を起こすケースが少なくありません。これは避難所において口腔ケアが不十分になるためです。避難所の備蓄品に口腔清掃用具を備えるべきだと思います。ご検討をお願いします。以上です。
市長	三師会災害対策本部副本部長の片岡様からの報告を踏まえ、一点目につきましては、立川市三師会災害対策本部を立川市医師会、東京都立川市歯科医師会、立川市薬剤師会へ修正する内容となりますが、この内容の反映は素案の中で示させていただくことになろうかと思います。
防災課長	二点目のご意見に関しましては、事務局よりお答えいたします。 一次避難所の防災備蓄倉庫における口腔清掃に係る備蓄品に関して、いただいたご意見を踏まえ備蓄を進めていきたいと考えております。今後、健康推進課と協議をさせていただき、必要な物品の整理を図ってまいります。

市長	その他、ご質問、ご意見はございますか。 質疑がないようですので、これもちまして 「(1) 立川市地域防災計画の修正及び骨子案について」 の質疑を終了させていただきます。 今後、「(1) 立川市地域防災計画の修正及び骨子案について」、進めてまいります。皆様ご承認いただけますでしょうか。ご承認いただける場合は拍手をお願いいたします。 【 拍手 】 ありがとうございます。では「(1) 立川市地域防災計画の修正及び骨子案について」は承認されました。 ただいま承認されましたこの件につきまして、事務局より連絡事項がございます。
防災課長	1点連絡事項がございます。 現在、各機関の皆様宛に現行の立川市地域防災計画に関する、意見の照会をさせていただいております。依頼文の中では、各機関の皆様に関係する部分で、ご確認いただきたい項目を一覧としております。該当部分におけるご意見について、様式は問いませんので、防災課の担当まで、ご連絡をいただければと存じます。 なお、意見がない場合もその旨ご連絡をいただきたく思いますので、よろしくお願いいたします。期限につきましては、約1か月後の3月13日(木)に設定をさせていただきました。大変恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。 連絡事項は以上です。
市長	続きまして、次第の4 報告事項に入ります。 「(1) 防災対策事業の推進状況について」、事務局よりお願いします。
防災課長	それでは、「(1) 防災対策事業の推進状況について」を説明させていただきます。 「資料3 報告事項 防災対策事業の推進状況について」をご覧ください。 多岐にわたるため、かいつまんでご報告いたします。 まず、ローマ数字のⅠ「災害に強い都市づくり」ですが、1ページ

目「1 木造住宅耐震診断助成制度及び木造住宅耐震改修等助成制度」をご覧ください。近年建築された住宅は、一定基準のもとに建てられているため、耐震性はある程度確保されておりますが、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅は現在の建築基準を満たしていない可能性が高く、耐震性を確保していくことが重要になります。対象の木造住宅に耐震診断や耐震改修等に要する費用の一部を助成し、耐震化を推進してまいります。なお今年度は既に受付を終了しておりますが、来年度も実施予定です。

続きまして 2 ページ目、ローマ数字のⅡ「市民・地域・事業者等との防災連携体制の確立」です。

「1 総合防災訓練の実施」についてですが、今年度は 11 月 17 日（日）立川市立立川第四中学校で実施いたしました。地域の方々が主となり実施した避難所開設・運営訓練や、新しい試みとしてキッチンカー販売業者の協力による炊き出し、東京消防庁の VR 防災体験車による震災体験などを実施いたしました。防災会議委員の皆様にも、多数ご参加いただき、誠にありがとうございました。令和 7 年度についてですが、11 月 16 日（日）立川市立立川第六中学校で実施予定でございますので、関係機関の皆様におかれましては、来年度もご協力の程よろしくお願いいたします。

続きまして 3 ページ目の「2 地域防災訓練の学校との合同実施」をご覧ください。立川市自治会連合会支部を中心に全 12 会場で実施し、合計 3,506 名の市民が参加されました。各地区では自治会・市民防災組織・市民消防隊・消防団の方々が連携して、初期消火訓練や救護訓練を実施し、防災資機材の確認に取り組みました。

続きまして、4 ページをご覧ください。

「3 避難所運営支援事業」についてです。平成 27 年度より事業を開始して、毎年 3 地区ずつ避難所運営マニュアルを作成してまいりました。近年は、4 年に一度、地区ごとに避難所運営マニュアルの更新を行っており、令和 6 年度は栄町、幸町、柏町の更新を実施しております。その他避難所運営訓練の企画など引き続き支援を行ってまいります。

5 ページ目をご覧ください。

「5 防災士資格取得の支援」についてですが、市民防災組織を対象に民間資格である「防災士」の資格取得にかかる費用を各年度 4 名まで補助しております。今年度は 2 件の申請に対応しております。引き続き地域と連携して、防災の意識・知識・技能を身に着けた地域リーダーを育成してまいります。

6 ページ目をご覧ください。

「6 市民防災組織の結成促進」についてですが、地域における「共助」を推進するため、市民防災組織の結成促進と組織の運営を充実させるための運営補助金を交付しました。今年度は昨年度に引き続き、立川市市民防災組織災害対応力向上支援事業補助金を行い、市民防災組織の Wi-Fi 環境整備や、非常用発電機、蓄電池、ソーラーパネルの購入を支援する内容となっています。

なお令和 6 年 12 月末現在、立川市では 139 組織（組織率 78.5%）の市民防災組織が活動しています。今後、地域における「共助」を推進するために、引き続き組織率の向上に取り組みを進めてまいります。

7 ページ目をご覧ください。

「7 立川駅前周辺の帰宅困難者対策」についてです。

（1）として、今年度は、災害時の帰宅困難者・駅前滞留者に関する対応計画の修正を行っています。

対応計画は平成 25 年に策定され、令和 2 年に計画修正を行っています。今年度は、立川駅前滞留者対策推進協議会を 2 回開催し、令和 4 年に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」を始め、国及び都の帰宅困難者対策を踏まえ検討し、令和 7 年 3 月に修正完了する予定です。

帰宅困難者対策の 2 つ目としまして、8 ページ目「立川駅前帰宅困難者対策訓練の実施」をご覧ください。

令和 6 年 11 月 25 日（月）に立川駅前滞留者対策推進協議会の構成員である公共交通機関のほか、一時滞在施設職員と立川駅前帰宅困難者対策訓練を実施しました。災害発生時に帰宅困難者を複数の一時滞在施設へ誘導・受入等が適切に行えるかの検証を目的に実働訓練を行い、93 名が参加いたしました。

続きまして 9 ページ目、ローマ数字のⅢ「防災活動体制の充実」です。

「2 三市二署合同水防訓練の実施」についてです。今年度は、昭島市多摩川左岸緑地公園において、台風や集中豪雨による災害対応訓練を国立市、昭島市、立川消防署、昭島消防署と合同で実施しました。

令和 7 年度についてですが、5 月 18 日（日）国立市で実施予定でございます。

10 ページをご覧ください。

「3 立川市消防出初式の実施」についてです。年頭にあたり「自

	分たちのまちは、自分たちで守る」という立川市消防団及び市民の防災組織と消防関係者の士気高揚と市民への防災意識の向上を目的に、令和7年1月12日（日）に国営昭和記念公園みどりの文化ゾーンで実施しました。 会場では多くの来場者に参加いただきまして、盛大に行うことができました。令和7年度につきましては、令和8年1月11日（日）国営昭和記念公園みどりの文化ゾーンで実施予定でございます。 11 ページをご覧ください。 「4 図上防災訓練の実施」についてです。 震災発生時の立川市災害対策本部、各班の対応について迅速、的確な行動が行えるようになるため、ワークショップ形式により訓練を実施し、業務分担表とタイムラインを作成しました。2月7日（金）には訓練報告会を実施し、能登半島地震において現地での支援を行った静岡県危機管理部の板坂室長を迎え防災講座を開催しました。 12 ページをご覧ください。 「6 防災マップ、外水ハザードマップ、内水・土砂災害ハザードマップの更新」についてです。立川市内水浸水想定区域図の作成に伴い、防災マップ、外水ハザードマップ、内水・土砂災害ハザードマップを令和6年12月6日に更新しました。なお、水防法に基づき、外水、内水ごとに作成しています。 外水ハザードマップは、多摩川や残堀川が氾濫した際の浸水想定区域等を掲載しています。内水・土砂災害ハザードマップは、市内に大雨が降り、下水道その他の排水施設的能力不足等により、浸水が予想される区域と浸水の深さを示しています。さらに、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域を黄色と赤色で示しています。 以上で「（1）防災対策事業の推進状況について」の説明を終わらせていただきます。
市長	ただいまの件につきまして何かご質問、ご意見はございますか。 質疑がないようですので、これをもちまして「（1）防災対策事業の推進状況について」を終了いたします。
市長	続きまして、次第の5 その他に入ります。 「（1）東京都水道局からの報告」を、 東京都水道局多摩水道改革推進本部 立川給水管理事務所長 鶴田勝様、よろしくお願いいたします。

東京都水道局	東京都水道局立川給水管理事務所の鶴田でございます。発言の機会を賜りまして、誠にありがとうございます。恐縮ですが、着座にて発言させていただきます。 まず、立川市の皆様をはじめ、本日ご出席の関係機関の皆様におかれましては、日頃より東京水道の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。 本日は資料を用いまして、当局における災害対策の取組をご紹介させていただくとともに、さまざまな訓練を既に実施していただいているところであり、改めて東京都水道局との連携等についてご紹介をさせていただきますたく、ご発言させていただければと存じます。 さて、先ほどの防災計画修正のテーマでもございましたが、昨年1月に発生いたしました能登半島地震では、浄水施設や給配水管が損傷する被害がありました。国の資料によりますと、現在、富山県など6県で約13万7千戸の断水が生じたと伺っております。断水解消までに多くの時間を要しまして、国内におきましても、水道水の供給に対してこれまで以上に高い関心が寄せられたものと認識しております。 また、先日の南海トラフ地震臨時情報の発表などと相まって、災害に対する備えの意識がより一層高まっているものと承知しております。 加えて、皆様ご承知のとおり、下水道管の損傷等に伴う道路復旧が連日のように報道されることで、我々社会インフラの安全性に対する注目もより高まっているものと認識しています。 東京都水道局では、こうした経験も踏まえ、平常時はもとより、災害時におきましても水道水の供給が可能となるよう、多摩地区水道の強靱化に向けた取組を一層強化していくこととしております。 それでは、本日お配りいただきましたA4横遣いの資料4をご覧ください。表紙は後ほどご覧いただければと思いますが、中面をご覧ください。 こちらご覧のとおり、水道水の安全・安定供給体制を確保するための様々な取組をお示ししております。 特に、この中央の図にありますように、広域的な送水管ネットワークを構築するということに加え、今後、管路の二系統化や、水道管の同土をつなぐ排水管、特に継手部分を耐震化していくことに重点的に取り組んでおり、その他施設の更新等も推進しているところでございます。災害時等のバックアップ機能をしっかり強化していこうと考えております。 表紙に戻っていただき、表紙の左手の写真にありますように、左手から2つ目、大きく曲がった水道管でございます。なぜあえてこういった
--------	---

展示をしているかと申しますと、継手部分に工夫を施しまして、地震があった際にも柔軟に対応できるような形の水道管を取り替える工事を進めているところでございます。こういった水道管をネットワーク状に張り巡らすことによりまして、断水等の被害を一つでも減らしていこうという取り組みを進めているところでございます。

それでは続いて、2枚目の表面をご覧くださいと思います。こうしたハード面の予防対策に加え、発災時に迅速にお客様に水道水を提供することができるよう、下段にございまして、ソフト面としての応急対策の取り組みも進めているところでございます。

立川市内には、お手元の防災マップにもございますが、蛇口のイラストで示されております立川砂川給水場など、3カ所の水道施設に加えまして、西砂町にございまして市立松中公園には、応急給水槽を備えた災害時給水ステーションがございまして。

災害時にも、この水供給体制を即時に確保していくためには、地域の方々との連携が大変重要でございます。先ほどの市のご説明の中でも市民防災組織の連携についてお示しいただいておりましたが、昨年7月には、この松中公園におきまして、地元自治会の皆様とともに、応急給水槽の稼働に向けた訓練を実施しました。

東京都水道局では、応急給水拠点の開設の担い手として、地域の住民の方々のご協力をいただくことが重要であると考え、引き続き、市と協力して指定従事者制度を運用してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2枚目の裏をご覧ください。ただ今申し上げた応急給水拠点における指定従事者制度について、詳細にお示ししております。応急給水拠点の開設を地域の方々に担っていただく制度で、給水管理事務所では制度導入に向けた支援だけでなく、導入後につきましても訓練の支援をさせていただきます。後ほど、こういった制度があるということをご覧くださいと思います。

3枚目の表をご覧ください。先ほど申し上げた災害時給水ステーションが、市内に3カ所と応急給水室を備えた公園に1つございますが、それに加え、給水可能な場所として、市民の皆様身近な、避難所となる小中学校に整備されている応急給水栓がございまして。

イメージ図の左側を見ていただくと、私どもが整備しております避難所等の重要施設への水道の供給ルートについて耐震化は概ね進められており、発災時に起きる給水拠点のひとつとして応急給水船をご活用いただくことが可能でございます。

ご活用にあたりましては、先ほど申し上げたとおり、日頃より応急給水栓の設営手順に習熟していただくことが大切だと承知しておりま

	す。今後も、総合防災訓練等における避難所開設訓練の機会を捉えて、応急給水栓の使用方法等についても引き続きメニュー等に加えていただければありがたいと考えております。東京都水道局といたしましても、訓練の実施にあたっては会場にお伺いし、設営運用手順について地域の皆さんをしっかりとサポートさせていただくよう準備したいと考えております。ご検討いただけましたらありがたく存じます。 最後に、6ページの裏面について、避難所にかかる応急給水用資機材は様々なものがあり、消火栓等に使用できる応急給水用資機材を転用することも可能です。様々ご用意させていただいておりますので、ぜひご活用いただきながら、災害時における応急給水の取組を連携して取り組ませていただければと思っております。 引き続き、当所、管内、市の皆様とともに、備えを常にしながら、地域の防災力をハードとソフトの両面からしっかり支えることによる水道水の安定供給を通じて、立川市民の皆様の安全と安心を確保することができますよう、尽力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。 本日はご紹介でございました。以上でございます。
市長	ありがとうございました。 ただいまの件につきまして何かご質問、ご意見はございますか。
立川消防署長	質疑がないようですので、これをもちまして「(1) 東京都水道局からの報告」を終了いたします。 続きまして「(2)立川消防署からの報告」を、立川消防署 地域防災担当係長 平野 満久様、よろしくお願いいたします。 皆様、おはようございます。事務局からお話をさせていただく予定でしたが、消防署長としてご挨拶をさせていただきます。 平素から様々な場面で、消防署の運営に際してご理解、ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして、まずは、御礼を申し上げます。 これから事務局からお話をさせていただきますが、平成16年の新潟中越地震から、家具の転倒による事故が際立って増えてきたということもございまして、東京都をはじめ東京消防庁では、家具の転倒落下、移動防止について強力に推進をさせていただいております。 先ほどの防災対策事業の推進状況ということで、立川市の皆様にも、要配慮者に対する支援事業もしていただいているようでございま

立川消防署 地域防災担当 係長	すが、今日は改めてまた細かい部分についてお話をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 立川消防署の地域防災を担当しております、平野から説明をさせていただきたいと思います。資料5をご覧ください。 家具の転倒防止対策の促進に関する取組状況についてご説明をさせていただきます。 東京都地域防災計画でも首都直下地震の危険性が大変高まっていることが言われております。東京消防庁においても以前から家具の転倒防止についてお願いをしているところであり、様々な調査データがありますが、家具転倒防止器具の設置率は、住宅の一部に設置している、家具を置く必要がない、という状況を含めると、現在 69.4%となっております。その他、当庁で実施している調査においては 70%を超える設置率というような状況もあり、設置率 75%に近づくべく取り組んでいるところでございます。東京都の地域防災計画によると令和4年の設置率は 57.3%ということで、設置率が 100%になると8割の死者の低減につながるということであるため、設置率 100%に向けて取り組んでいるところでございます。特に、今年は能登半島地震から1年ということと、昨年は南海トラフの巨大地震の臨時情報もございまして、改めて家具の転倒防止に力を入れて取り組ませていただいたところでございます。 それでは、家具転倒防止対策の必要性について説明をさせていただきます。 まずは、人的な被害の軽減です。近年発生した大地震における負傷原因の多くは、家具の転倒等によるものです。 阪神淡路大震災から今年で 30 年となりますが、阪神淡路大震災の負傷者 4 万 3000 人の多くは、家具の転倒による、というデータがございます。約 6 割ということで、家具に起因する受傷者が多く発生しているという、内容になっております。 グラフは、2003 年の宮城県北部地震以降の大地震を取り扱っておりますが、けが人の約半数の受傷起因が家具の転倒によるものだということを表しております。そのため、新潟県中越地震を契機とし、より力を入れて家具転倒防止対策を進めているところでございます。 黄色のパンフレットをご覧ください。 表面の下の部分に家具転器具を掲載しておりますが、防災訓練やイベント等でも周知をしておりますが、L 字金具が、一番強度が高いものとされています。 しかしながら、部屋に穴を開けることができない等、個々の状況を踏まえながら、左側 2 番目のポール式、ストッパー式のものや突っ張
--------------------------------	---

り棒のようなものを組み合わせると強度が上がると考えられます。

資料5に戻っていただき、能登半島地震の事例画像をご覧ください。家具は倒れていませんが、家具転倒防止の突っ張り棒が折れています。もしこの突っ張り棒が無ければ、家具が倒れて受傷し怪我をしてしまう可能性があるため、効果について説明をしております。

続きまして、(2) 建物被害の軽減 をご覧ください。

人的被害の軽減について説明をさせていただきましたが、建物の被害の軽減について図を掲載しています。図2は家具転倒による出火ということで、大阪北部地震で倒れてきた家具がスイッチを押してしまい、ストーブがついて火災につながったという事例がございました。

さらに、地震後の停電から復旧した際に電気コードの破損部分やスイッチが入ったままであった電気暖房機器が火元となって発生する、通電火災などの懸念もあります。

また、倒れてきた家具が家のドアを塞いで避難の障がいとなった場合、部屋に閉じ込められてしまい助けられる側になってしまう可能性があります。

このように、災害時に怪我をしないことに加えて、助けられる側にならないために、さらには在宅避難にもつながるという点で家具店頭防止対策は効果があるということをご紹介させていただいております。

3の市民への普及啓発活動として、以上の取り組みを進めさせていただいております。防災訓練での周知については、立川市や立川女性防火の会にも協力いただき、ほぼ全ての支部訓練で画像のようなブースを設けさせていただき、パンフレットを配りながら説明をしていただきました。

次に、中央に掲載した写真です。立川市役所で9/1から9/7の防災週間での広報展示となっております。外国人向けのポスターを掲示するなど、市役所に訪れる様々な方に家具転倒防止対策を知っていただく機会として取り組ませていただきました。

右側の写真について、南海トラフの巨大地震情報が出た8/8の翌日である8/9に市内を回り、公共施設やホームセンターにパンフレットやポスターを展開させていただきました。防災意識がより高まったタイミングで市民にお知らせし周知を図っております。

現在、立川市内では高齢化が進んでおり、家具転倒防止対策の器具の取り付けが自力でできないといった声を防災訓練等で伺うことが増え、新たな課題として認識しているところでございます。

そこで、市の防災事業としてご紹介いただいた事業や各種機関と連

市長	携をしながら、来年度以降も家具転倒防止対策を推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 また、「立川しょうぼう」を皆様に配付いたしました。こちらは、3/1 から 3/7 に実施予定の春の火災予防運動について掲載しております。 中面の右側のマイ消火器の備えについて、これまでもお知らせをさせていただいたところですが、ここ最近住宅用火災警報器等の他の設備の設置の推進を図っております。 そこで、今一度、家具転倒防止対策と同様に、消火器の設置率の向上が災害時の被害の低減につながるという視点から、改めて広報を進めております。 今後も、家具転倒対策やマイ消火器設置の推進に向けた取り組みを強く進めながら、震災時の被害低減につなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上となります。 立川消防署山崎署長、並びに平野様、ありがとうございました。ただいまの件につきまして何かご質問、ご意見はございますか。 質疑がないようですので、これをもちまして「(2) 立川消防署からの報告」を終了いたします。 その他ご報告・ご意見等がございましたらお願いいたします。
市長	続きまして次第の6 閉会でございます。 委員の皆様、ご審議をいただきまして、ありがとうございました。市では、今後も引き続き、市民の生命・身体・財産を守るため、防災対策を推進してまいります。 これを持ちまして、令和6年度立川市防災会議を閉会といたします。本日は、誠にありがとうございました。 【 終了 】